

# 令和5年度 岐阜県PTA連合会広報紙コンクール実施要項

- 1、趣 旨** 岐阜県内の公立小・中学校PTA（郡市・地区PTAを含む）で発行した広報紙作品を広く募集し、優秀作品を表彰することにより、PTA広報活動の活発化を促進し、PTA活動の一助となることを目的とする。
- 2、応募区分** 小学校の部、中学校の部、小中学校の部（小中一貫校を含む）、地区・郡市PTAの部とする。
- 3、応募方法** 令和4年度内に発行されたすべての号を1つにしたもの3セットを、各郡市PTA事務局に送付。各郡市PTA事務局は、県PTA事務局へ送付する。但し、複製したものは受け付けない。装飾補強のための表紙は付けない。通番を書き入れたり、パンチ穴を開けない。ホチキス・ひも等で綴じないこと。
- 4、募集期間** 各単位PTAは、令和5年4月20日までに各郡市事務局に送付。  
各郡市PTA事務局は、令和5年4月26日までに県PTA事務局に送付。
- 5、発行回数** 県PTA連合会コンクール及び全国コンクールでは、年1回以上発行のものを対象とする。
- 発行方法** また、インターネットを介して閲覧するものを「WEB版」として受け付けるが、プリントアウトしたもので応募する。【全国コンクールでは、会員向けにセキュリティ管理されたもの（パスワードでのログインが必要等）や会員向け情報発信に添付し配信されたものは対象としない】
- 6、審 査** 県PTA連合会は、令和5年5月の第2回広報委員会で審査を行う。  
審査は第1次審査・第2次審査の2回行う。第1次審査で選抜されたものを対象に第2次審査を行い、審査員の評点合計による。入賞区分は次の通り。  
(1) 優秀賞は小学校6点、中学校4点。  
(2) 佳作は、第2次審査で評点のあったもののうち優秀賞以外の作品を充てる。  
(3) 小中学校の部は他の区分と同等に評点のあった作品を優秀賞または佳作とする。  
(4) 特別賞は、郡市・地区PTA発行の広報紙を対象とする。
- 7、審査の観点** (1) 特集に取り組んでいるか（企画への積極性）  
(2) 内容を掘り下げているか（記述内容の積極性）  
(3) PTA活動の実態が掲載されているか（PTAの主体性）  
(4) 地域への広がりが感じられるか（地域との連帯感）  
(5) 会員の声が反映されているか（読者参加）  
(6) 見出しや写真への「こだわり」や「工夫」が感じられるか（アイディア）  
(7) 読みやすいか、親しみやすいか（読者への印象）
- 8、発表と表彰** (1) 入賞PTAには、審査終了後1週間以内に通知する。  
(2) 県PTA定期大会式典において表彰を行う。（同会場で入賞作品を展示予定）  
(3) 県PTA新聞7月号に掲載する。
- 9、そ の 他** (1) 優秀賞10点（小学校6、中学校4）を、（公社）日本PTA全国協議会が行う全国小・中学校PTA広報紙コンクールに応募する。  
(2) 応募作品は返却しない。